

事 務 連 絡  
平成23年9月22日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。





保医発0922第1号  
平成23年9月22日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成23年厚生労働省告示第324号をもって改正されるとともに、アドレナリン製剤が薬価基準に掲載されたことと合わせて、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）が、平成23年厚生労働省告示第325号及び第326号をもって改正され、同日付で適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬4品目及び注射薬6品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 413	4, 328	2, 882	36	16, 659

#### 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) フォリスチム注900IUカートリッジ

- ① 本製剤は、「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の効能・効果に使用した場合に限り算定できるものであること。
- ② 本製剤は性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(2) エピペン注射液0.15mg及び同0.3mg

- ① 本製剤は、蜂毒、食物及び薬物等に起因するアナフィラキシーの既往のある患者又はアナフィラキシーを発現する危険性の高い患者に対して、定量自動注射器を緊急補助的治療として用いた場合に限り算定できるものであること。
- ② 本製剤はアドレナリン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

3 掲示事項等告示の一部改正について

アドレナリン製剤について、掲示事項等告示第十第一号の「療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

4 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

アドレナリン製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第九「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

5 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部を次のように改正する。

- ・ 別添1第2章第2部第2節第1款C101中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。  
(7) アドレナリン製剤については、蜂毒、食物及び薬物等に起因するアナフィラキシーの既往のある患者又はアナフィラキシーを発現する危険性の高い患者に対して、定量自動注射器を緊急補助的治療として用いた場合に限り算定する。
- ・ 別添1第2章第2部第3節C200(1)及び別添3区分01(5)イ中「及びテリパラチド製剤」を「、テリパラチド製剤及びアドレナリン製剤」に改める。
- ・ 別添3別表1中「及びテリパラチド製剤」を「、テリパラチド製剤及びアドレナリン製剤」に改める。
- ・ 別添3別表2に次のように加える。

アドレナリン製剤

( 参考 )

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1 内用薬	トライコア錠53.3mg	フェノフィブラート	53.3mg 1錠	33.40
2 内用薬	トライコア錠80mg	フェノフィブラート	80mg 1錠	43.60
3 内用薬	リピディル錠53.3mg	フェノフィブラート	53.3mg 1錠	33.40
4 内用薬	リピディル錠80mg	フェノフィブラート	80mg 1錠	43.60
5 注射薬	エピペン注射液0.15mg	アドレナリン	0.15mg 1筒	8,112
6 注射薬	Ⓢ エピペン注射液0.3mg	アドレナリン	0.3mg 1筒	10,950
7 注射薬	フィニバックス点滴静注用0.5g	ドリペネム水和物	500mg 1瓶	1,617
8 注射薬	フォルリスチム注900 IUカートリッジ	フォリトロピンベータ (遺伝子組換え)	900国際単位 1筒	49,971
9 注射薬	ベクティビックス点滴静注400mg	パニツムマブ (遺伝子組換え)	400mg20mL 1瓶	287,773
10 注射薬	マグセント注シリンジ40mL	硫酸マグネシウム水和物・ブドウ糖	40mL 1筒	1,596